

関係団体の長様

農政部長
水産林務部長
建設部長

「北海道請負工事施行成績評定要領の運用」等の一部改正について

このことについて、次の要領等の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、参考を送付いたします。

なお、令和2年(2020年)3月31日以前に契約を締結した工事等にあつては、なお従前の例によるものとします。

記

1 改正する要領等

要領等	当初施行日
北海道請負工事施行成績評定要領の運用	平成22年3月26日付け建技第1317号
工事施行成績評定基準	平成14年3月27日付け技管第1228号
工事施行成績評定上の瑕疵(かし)の取扱い	平成18年3月31日付け建技第828号
北海道工事関係委託業務施行成績評定要領	平成14年3月27日付け建情第1955号
北海道工事関係委託業務施行成績評定要領の運用	平成22年3月26日付け建技第1321号
委託業務施行成績評定基準(土木工事)	平成14年3月27日付け技管第1229号

農政部 農村振興局 事業調整課 技術指導係
水産林務部 総務課 管理係
建設部 建設政策局 建設管理課 工事管理係
建設部 建設政策局 建設管理課 技術管理係